

蒲郡市水道事業指定給水装置工事事業者 様  
蒲郡市下水道排水設備指定工事店 様

蒲郡市 上下水道部長

指定給水工事事業者・排水設備指定工事店の登録等事務の共同化について（通知）

このことについて、下記のとおり東三河8市町村で登録等事務の共同化を行うことになりました。

つきましては、該当の手続きが必要な場合は対応のほどよろしく申し上げます。

## 記

### 1 参画団体

豊橋市上下水道局、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、  
豊根村(給水のみ)

### 2 施行日時

令和5年4月1日から

### 3 対象事務

- (1) 新規指定の申請
- (2) 給水装置工事主任技術者・排水設備工事責任技術者の選任・解任の届出
- (3) 指定事項の変更の届出
- (4) 指定の廃止・休止・再開の届出
- (5) 指定給水装置工事事業者証・下水道排水設備指定工事店証の再交付申請

今回の共同化により、東三河管内で給水事業者・排水工事店が登録等手続きをする際、任意の窓口事業体一箇所に申請・届出書類一式を一部提出すれば希望する全登録事業体に書類を提出したことになり、同様の書類を提出する必要がなくなります。

ただし指定に係る審査・登録は、登録事業体が各自行うため、登録手数料の納付や指定事業者証の受理について、登録事業体と事業者のやりとりが必要になります。

お問合せ	担当	水道課	経営給水担当(長田、石川)
	電話	0533-66-1206	
	担当	下水道課	排水設備担当(坂口、徳永)
	電話	0533-66-1140	